

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
青梅市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
青梅市長
公表日
令和7年4月28日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の内容	区市町村において、住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、区市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき作成されるものであり、区市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、区市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同して構築している。 当市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元区市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、機構に事務の一部を委任する。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③対象人数	＜選択肢＞ [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	住民記録システム	
②システムの機能	1. 異動入力機能 届出や通知に基づく異動時における、入力機能および入力された住民基本台帳を管理する機能 2. 照会機能 住民基本台帳を検索、照会する機能 3. 帳票発行機能 住民票の写し、記載事項証明書等の各種証明書の発行や、付帯帳票の発行機能 4. 庁内連携機能 庁内の各システムへの基礎データとして利用するため、宛名システムや他システムへの連携機能 5. 庁外連携機能 住基ネットや法務省との庁外とのデータ連携を行い、各種通知情報の收受を行う機能 6. 印鑑登録機能 印鑑登録情報の管理機能や印鑑登録証明書の交付機能 7. 統計資料作成機能 異動集計表や、人口統計用の集計表作成機能	
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 宛名システム等 [☐] その他 (	[☒] 庁内連携システム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 税務システム)

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 : 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に当市CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 2. 本人確認 : 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) : 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。)
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 () ☐ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1. 団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名システムにおいて各業務システムの宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号とひもづけて保存し、管理する機能。 2. 住基ネット連携機能 各業務システムと住基ネットとの連携を中継する機能。 3. 中間サーバー連携機能 各業務システムと中間サーバーとの連携を中継する機能(情報提供内容の登録、情報提供の求め、プレフィックス情報の取得)。 4. 符号取得機能 中間サーバー・住基ネットと連携して、処理通番や符号を取得する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☒ その他 (中間サーバー) ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム

システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得（※1）や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 （※1）セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。 1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会および情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。 9. システム管理機能 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 団体内統合宛名システム ）
システム5	
①システムの名称	証明書コンビニ交付システム
②システムの機能	1. 市の住民記録システムと証明書交付センター（地方公共団体情報システム機構）の証明書広域交付サーバとで証明書情報の連携をする機能 2. コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機で自動的に証明書を交付する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 証明書交付センター（地方公共団体情報システム機構）の証明書広域交付サーバ ）

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	かんたん窓口システム
②システムの機能	住民異動に伴う異動届の作成を支援する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム7	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	住民が引越に伴う電子申請を行った際の申請データを取得し、既存住基システムに引き渡す機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名		
①住民票情報ファイル ②本人確認情報ファイル ③送付先情報ファイル ④発行用住民票ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条の1(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、4 8、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、9 6、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、2 5、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43の3、43の4、4 5、47、48、49の2、50、51、53、55、56、57、58、59、59の2、59の3の各条	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民部 市民課	
②所属長の役職名	市民課長	
7. 他の評価実施機関		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
住民票情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	当市の区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が消除された者(以下「消除者」という。)を含む
その必要性	住民に関する市町村事務の処理の基礎として利用する ・住基法第7条において、住民基本台帳の記載項目と規定されるため ・番号法第19条 別表第二の事務において、符号の取得に利用するため
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (印鑑登録関連情報、更新年月日、操作者職員ID)
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報については、住基法第7条各号で定められた項目であり、住民票への記載が必要な情報である。 ・業務関係情報については、住民異動に伴う他の行政手続きの案内を行うため、必要となる情報である。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月
⑥事務担当部署	市民部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他区市町村) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 (地方公共団体情報システム機構)
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 [] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
③使用目的 ※		住基法に基づき住民基本台帳へ記載し、住民に関する記録を正確かつ統一的行うとともに、各種行政サービスを正確に継続して提供するために使用する。
④使用の主体	使用部署	市民課、梅郷出張所、沢井出張所、小曾木出張所、成木出張所、青梅市民センター、長淵市民センター、大門市民センター、東青梅市民センター、新町市民センター、河辺市民センター、今井市民センター
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・届出や職権等に基づき、住民票の記載及び記載事項の修正を行う。 ・本人等の請求に基づき、住民票の写し等の交付を行う。 ・住所地市町村以外の市町村長への住民票の写し請求に基づき、住民票の写しに関する情報を請求先の市町村長に通知する。 ・住民票の記載及び記載事項の修正を行った場合、本人確認情報を都道府県知事へ通知する。 ・転入届の特例による転入地市町村長からの通知に基づき、転出証明書情報の通知を行う。 ・住民に関する事務処理において使用する宛名情報を提供する。 ・番号表別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムへ住民票関係情報を提供する。
	情報の突合	・住民異動届の際に入手する場合は、個人番号カード若しくは個人番号通知書とその他本人確認書類で突合を行う。
⑥使用開始日		平成27年6月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1		住民基本台帳窓口業務委託
①委託内容		住民基本台帳に係る届出の受付、既存住基システムへの入力および住民票の写し等の発行
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		青梅商工会議所
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		住民記録システムの運用保守
①委託内容		住民記録システムのパッケージアプリケーション保守作業、運用スケジュール管理、職員からの問い合わせ対応等
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社TKC
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

[illegible]

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	認証による厳重な入退出管理を行っている電算機室内のサーバ内に保管している。 サーバーへのアクセス制御は、ユーザーIDとパスワードによる識別、認証を実施している。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	当市の区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※消除者を含む
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	10項目以上50項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (印鑑登録関連情報、更新年月日、操作者職員ID)
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月
⑥事務担当部署	市民部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (自部署)
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (既存住基システム)
③使用目的 ※		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において当区の区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。
④使用の主体	使用部署	市民部市民課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→当市CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(当市CS→都道府県サーバ)。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→当市CS)。 ・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(当市CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。
	情報の突合	・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。
⑥使用開始日		平成27年6月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	委託する ＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	住民基本台帳ネットワークシステムの運用保守	
①委託内容	住民基本台帳ネットワークシステムの運用保守	
②委託先における取扱者数	10人以上50人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社TKC	
再委託	④再委託の有無 ※ 再委託しない ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (2) 件 [☐] 移転を行っている () 件 [☐] 行っていない
提供先1	都道府県
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	・市区町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・都道府県の執行機関に対し本人確認情報を提供する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供照会があった都度
提供先2～5	
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(1年に1回程度)。

提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] [] [] [] [] [] [] []
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	認証による厳重な入退出管理を行っている電算機室内のサーバ内に保管している。 サーバーへのアクセス制御は、ユーザーIDとパスワードによる識別、認証を実施している。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	当市の区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※消除者を含む
その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、個人番号の付番対象者全員に通知する必要がある。また、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を個人番号通知書送付者全員に送付する必要がある。市は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。
④記録される項目	50項目以上100項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (個人番号通知書交付申請書の送付先の情報)
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、法令に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	市民部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (自部署)
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (既存住基システム)
③使用目的 ※		法令に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。
④使用の主体	使用部署	市民部市民課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。
	情報の突合	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認する)ため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。
⑥使用開始日		平成27年10月5日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	住民基本台帳ネットワークシステムの運用保守	
①委託内容	住民基本台帳ネットワークシステムの運用保守	
②委託先における取扱者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社TKC	
再委託	④再委託の有無 ※ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている（ ）件 [☐] 移転を行っている（ ）件 [☐] 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)
②提供先における用途	法令に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同上。
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☒] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	認証による厳重な入退出管理を行っている電算機室内のサーバ内に保管している。 サーバーへのアクセス制御は、ユーザーIDとパスワードによる識別、認証を実施している。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
発行用住民票ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	コンビニ交付における証明書発行対象者
その必要性	住民票発行において必要なため
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	住民票を発行するために必要な情報を保有している
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	市民部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☒ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (自部署)
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (既存住基システム)
③使用目的 ※		コンビニ交付において住民票発行のために使用するため
④使用の主体	使用部署	市民部市民課
	使用者数	☐ 10人以上50人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 既存住基システムからコンビニ交付システムにより証明書発行可能な該当者の特定個人情報を受領し保持する。 2. コンビニに設置されているKIOSK端末からの依頼を受領し該当者の住民票を編集してセンターに送付する。
	情報の突合	
⑥使用開始日		平成27年10月5日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	コンビニ交付システム保守	
①委託内容	コンビニ交付システム保守	
②委託先における取扱者数	10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社TKC	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	・情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格、ISO/IEC 27001に準拠したデータセンターにおいて保管している。 ・データセンターの扉の開閉にはICカードが必要で、特にサーバ室への入退室はバイオメトリクス認証の1つである手のひら静脈認証システムを採用している。 また、不正侵入を防止するため、窓ガラス破壊センサーや、立入に反応する赤外線センサー、監視カメラを装備している。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民票情報ファイル

異動事由、届出日、異動日、通知日、住民票コード、世帯番号、成年後見区分、有効フラグ、表示順位、異動確認フラグ、証明書発行禁止、再転入区分、カナ氏名、漢字氏名、英字氏名、外国人本名、外国人通称名カナ、外国人通称名、生年月日、表示生年月日、性別、続柄、住民区分、国籍コード、住民となった事由、住民となった日、出生届出日、帰化日、帰化届出日、非住民事由、非住民日、住定日、住所届出日、転入届出日、転出届出日、転出予定日、転入通知受理日、転出決定日、本籍市町村コード、本籍市町村名、本籍住所コード、本籍住所名、筆頭者名、特別居住区分、主個人コード、世帯主名、カナ世帯主名、郵便番号、住所コード、行政区コード、番、号、枝、予備、番地サイン、住所名、編集済番地、方書、電話番号、従前住所変更日、従前変更区分、従前変更名称、従前市町村コード、従前市町村名、従前住所名、従前方書、転入郵便番号、転入市町村コード、転入市町村名、転入住所名、転入方書、転入世帯主名、転予郵便番号、転予市町村コード、転予市町村名、転予住所名、転予方書、転出先世帯主名、転決郵便番号、転決市町村コード、転決市町村名、転決住所名、転決方書、消除事由欄、事実上の世帯主、外国人配偶者名、保護者個人コード、保護者間続柄、連絡先電話番号、連絡先、納付組合、幼稚園コード、小学校コード、中学校コード、納税組合1、納税組合2、納税組合3、納税組合4、つき合い、数字1、数字2、数字3、数字4、数字5、数字6、漢字1、漢字2、漢字3、漢字4、漢字5、漢字6、漢字7、漢字8、漢字9、漢字10、合併前個人コード、合併前世帯番号、合併前市町村コード、除票無効区分、除票異動事由、除票届出日、除票異動日、除票通知日、30条の45に規定する区分、在留資格、在留期間等、在留カード等の番号、国籍・地域、外国人住民となった日、在留期間の満了の日、氏名履歴、本籍履歴、筆頭者履歴、続柄履歴、世帯主名履歴、転居異動日履歴、転居届出日履歴、転居住所変更日履歴、転居変更区分履歴、転居住所履歴、注釈届出日履歴、注釈内容履歴、在留期間等履歴、在留カード等の番号履歴、在留期間の満了の日履歴、通称履歴登録日、通称履歴登録市町村、通称履歴削除日、通称履歴削除市町村コード、通称履歴通称、個人番号、送付先情報、国民健康保険被保険者資格取得日、国民健康保険被保険者資格喪失日、退職被保険者等である旨、退職被保険者等となった年月日、退職被保険者等でなくなった年月日、後期高齢者医療被保険者資格取得日、後期高齢者医療被保険者資格喪失日、介護保険被保険者となった日、介護保険被保険者でなくなった日、国民年金資格取得日、国民年金資格喪失日、国民年金被保険者種別、国民年金被保険者種別変更日、基礎年金番号、児童手当支給開始年月、児童手当支給終了年月、選挙人名簿登録状況、旧氏漢字氏名、旧氏カナ氏名

(2) 本人確認情報ファイル

処理日、更新順番号、住民票コード、漢字氏名、かな氏名、生年月日、性別、市町村コード、大字字コード、郵便番号、住所、異動事由、異動年月日、異動事由詳細、旧住民票コード、送信状態、送信日、送信時刻、個人コード、世帯番号、処理番号、削除フラグ、桁あふれ氏名、桁あふれ氏名確認区分、個人番号、旧個人番号

(3) 住基ネット転出証明情報ファイル

転入出管理番号、転入出市町村コード、作成日、連番、行番号、新住所市町村コード、新住所、前住所市町村コード、転出前住所、世帯主、代表者役職名、代表者漢字氏名、転出届出日、転出予定日、転出者数、住民票コード、漢字氏名、かな氏名、生年月日、性別、続柄、本籍市町村コード、本籍地、筆頭者、国保資格、国保退職区分、年金記号番号、年金種別、児童手当有無、介護保険有無、送受信区分、送信状態、送信日、送信時刻、受信日、受信時刻、取込済区分、取込日、取込時刻、個人コード、世帯番号、処理番号、後期高齢有無、30条45区分、在留資格、在留期間、在留カード番号、国籍・地域、在留期間満了日、通称履歴登録日1～16、通称履歴登録市町村コード1～16、通称履歴削除日1～16、通称履歴削除市町村コード1～16、通称履歴通称1～16、備考、個人番号

(4) 住基ネット広域住民票ファイル

依頼管理番号、行番号、依頼日付、依頼元市町村コード、請求者住民票コード、請求者氏名、請求者かな氏名、請求者住所、申請事由、請求区分、特別通知事項区分、住所、世帯主、世帯員数、対象者人数、交付識別コード、発行者氏名、発行者生年月日、発行者性別、発行者住民票コード、発行者個人コード、発行者世帯番号、発行者続柄、発行者住民日、発行者住定日、発行者届出日、発行者転入住所、受信日、受信時刻、送信日、送信時刻、結果コード、30条の45に規定する区分要求区分、在留資格要求区分、在留カード等の番号要求区分、国籍・地域要求区分、在留期間等要求区分、在留期間の満了の日要求区分、30条の45に規定する区分、在留資格、在留期間等、在留カード等の番号、国籍・地域、外国人住民となった日、在留期間の満了の日、個人番号

(5) 送付先情報ファイル

送付先管理番号、送付先郵便番号、送付先住所 漢字項目長、送付先住所 漢字、送付先住所 漢字外字数、送付先氏名 漢字項目長、送付先氏名 漢字、送付先氏名 漢字 外字数、市町村コード、市町村名 項目長、市町村名、市町村郵便番号、市町村住所 項目長、市町村住所、市町村住所 外字数、市町村電話番号、交付場所名 項目長、交付場所名、交付場所名 外字数、交付場所郵便番号、交付場所住所 項目長、交付場所住所、交付場所住所 外字数、交付場所電話番号、カード送付場所名 項目長、カード送付場所名、カード送付場所名 外字数、カード送付場所郵便番号、カード送付場所住所 項目長、カード送付場所住所、カード送付場所住所 外字数、カード送付場所電話番号、対象となる人数、処理年月日、操作者ID、操作端末ID、印刷区分、住民票コード、氏名 漢字項目長、氏名 漢字、氏名 漢字 外字数、氏名 かな項目長、氏名 かな、郵便番号、住所 項目長、住所、住所 外字数、生年月日、性別、個人番号、第30条の45に規定する区分、在留期間の満了の日、代替文字変換結果、代替文字氏名 項目長、代替文字氏名、代替文字住所 項目長、代替文字住所位置情報、代替文字住所位置情報、外字フラグ、外字パターン、ローマ字漢字氏名、ローマ字カナ氏名

(6) 発行用住民票ファイル(※: 証明書コンビニ交付システムを利用していない場合は記載不要)

氏名、生年月日、性別、世帯主名、世帯主との続柄、本籍地、筆頭者、住民となった年月日、住所、住定日、届出日、従前の住所、国籍・地域、外国人住民となった年月日、法第30条の45の表の下欄に掲げる事項、通称、個人番号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
住民票情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 :既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において、本人確認書類（身分証明書等）として写真付きの書類または複数点の書類の提示を求めるとともに、届出／申請内容を複数人で確認し、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 :住民票の記載等に係る住民基本台帳情報以外を登録できないことを、システム上で担保する。 :届出／申請等の様式において届出／申請等を行う者が記載する部分は、住民基本台帳事務処理要領に掲載の参考様式をもとに、住民基本台帳業務に必要な項目のみに限っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・入手した特定個人情報が不正確であるリスク :届出内容を既存住基システムへ入力後、届出書とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。また、住基ネットから入手した情報を既存住基システムへ登録する場合においても、入力後、内容を照合し、確認を行っている。 ・入手の際に特定個人情報が漏洩、紛失するリスク :システム端末のディスプレイは、画面が来庁者から見えないよう配置する。 :住民からの届出書については、特定個人情報の漏洩および紛失を防止するため、鍵付きの書庫に保管する。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	番号法第9条別表第一に規定された特定個人番号利用事務以外のシステムからは個人番号にアクセスできないようシステムの制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ユーザー（職員）IDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、権限を超えて不正に利用できないよう対策を実施している。 ・認証パスワードについては、適切なパスワードか否かをシステムでチェックし、定期的に1回パスワード変更を行わない場合は、当該ユーザーIDを失効させる。
その他の措置の内容	・システムのユーザーIDやアクセス権限については、情報システム部門の長が管理を行っており、定期的に確認を実施し不要となったIDや権限を変更または削除する等のアクセス権限に対する対策も実施している。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・従業者が事務外で使用するリスク : 業務時間外においては住民記録システムの利用を禁止する。 : システムの履歴を記録している。 : 定期的に情報セキュリティ研修を実施し、データ保護に関する教育、啓発を行っている。 : 委託従事者に対しては、業務外で使わないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。また、青梅市セキュリティポリシーおよび個人情報保護に関する共通仕様書を遵守させている。 ・使用におけるその他のリスクに対する措置 : 特定個人情報の端末表示は事務処理が済み次第消すこととし、必要以上の時間、特定個人情報を表示させない。 : 市民課窓口執務室内はセキュリティ区画として、必要以外の職員の入室を原則禁止とし、業務上の入室に関しては記録簿にて管理を行っている。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	・再委託の制限 ・目的外使用および第三者への提供の禁止 ・複写および複製の禁止 ・事故発生の通知義務 ・資料等の返還 ・資料等の安全管理措置 ・作業場所の特定 ・責任体制および従業員の明確化 ・従業員の明確化 ・従業員の監督 ・報告の義務 ・監査 ・秘密の保持 ・罰則	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	・委託業者へ承諾、承認のない再委託を禁止し、かつ再委託先と再委託業務に関わる守秘義務契約、ならびに個人情報の取扱いに関する機密保持契約等を締結し、情報が適正に管理されているか監督することを義務としている。 ・承認した場合に委託者と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法 ・システム上での庁内連携については、番号法及び条例上認められる提供及び移転以外に、提供／移転する機能をシステム上設けない。 ・システム上連携していない場合で他の業務所管課から情報の提供／移転を求められた場合は、依頼書等による申請を行い、審査／確認の結果、承認されたものについてのみ、データの移転／提供を行う。			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・庁内連携システムはデータの移転が認められた移転先からのみアクセスを許可された連携システムへデータを移転している。			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムへ接続する中間サーバーは、機関内既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 (※1)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。 ※以下「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー・ソフトウェアの設計・開発作業の請負」システム方式設計書 第1.1版 より 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 中間サーバー・ソフトウェアでは、送達保証、再送制御、重複排除機能により高信頼性通信を実現する。正当な機関同士の情報伝達のため、情報業務データへの署名付与・署名検証を行う。 伝送データの暗号化を実施し、通信路のセキュリティ対策が行われている。 データベースの暗号化機能より、物理的盗難、不正アクセスなどの情報漏えい対策を行う鍵管理機能によるソフトウェア鍵管理機能またはハードウェア鍵管理機能で管理しアクセス制御で保護する。 不正行為を検知するため①情報提供等記録、②アクセスログ記録(特定個人情報を除く)、③データベースログの記録を保管する。 死活、障害、性能・リソース、セキュリティに関する各機能を監視している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、インターネットから切り離された行政専用の閉域ネットワーク(LGWANネットワークを利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・LGWANネットワークでは、ファイアウォールによる防御、通信経路の暗号化、不正アクセスの検知・監視を行い、漏えい・紛失のリスクに対応している。			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分な	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・特定個人情報が記載されている申請書類については、全て鍵付きのキャビネットまたは倉庫等に保管している。 ・住民基本台帳ファイルは定期的にバックアップを取っている。 ・第三者から読み取りが不可能になるように専用ソフトまたは磁気記録消去装置等を使用して消去する。また、消去作業は市施設内で行いデータの漏洩が無いようデータ消去作業中、消去結果は必ず監視、確認を行う。		

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を実施する。 ・委託業者に対しては、個人情報保護に関する研修を毎年実施することを義務付け、また秘密保持に関する誓約書を提出させる。 ・毎月1回、業務後に教育、啓発の場を設け、職員間の情報の共有や業務上の問題点などを協議し、従業者への教育・啓発を図っている。
10. その他のリスク対策	
Empty space for other risk measures	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 : 本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において、本人確認書類（身分証明書等）として写真付きの書類または複数点の書類の提示を求めるとともに、届出／申請内容を複数人で確認し、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 : 平成14年6月10日総務省告示第334号（第6－7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 : 正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	市区町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。

その他の措置の内容	・アクセス権限の発効については、操作者の種別と設定する操作権限の対応表を作成し、対応表に基づいた権限発効を行う。 ・アクセス権限の失効については、退職者や異動者のアクセス権限の失効登録を速やかに行うとともに、操作者個別状況一覧表により、失効が適切に行われているか確認を行う。 ・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・本人確認情報を確認した後は初期画面(ログイン画面)まで必ず戻す。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・再委託の制限 ・目的外使用および第三者への提供の禁止 ・複写および複製の禁止 ・事故発生時の通知義務 ・資料等の返還 ・資料等の安全管理措置 ・作業場所の特定 ・責任体制および従業員の明確化 ・従業員の明確化 ・従業員の監督 ・報告の義務 ・監査 ・秘密の保持 ・罰則	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・委託業者へ承諾、承認のない再委託を禁止し、かつ再委託先と再委託業務に関わる守秘義務契約、ならびに個人情報の取扱いに関する機密保持契約等を締結し、情報が適正に管理されているか監督することを義務としている。 ・承認した場合に委託者と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法 ・特定個人情報の提供は、番号法関係法令の規定に該当するか確認のうえ提供する。 ・提供・移転された情報を記録し、定期的に当該情報及び操作履歴を確認することで、特定個人情報の不正な提供・移転を防止している。			
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 相手方（都道府県サーバー）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。 ・誤った相手方に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方（都道府県サーバー）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない（入手） [] 接続しない（提供）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク2：不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜住基システムのソフトウェアにおける措置＞ ①システムへのログイン時に、ログインが許可された利用者、利用端末のみが利用できるよう、認証を行っている。 ②副本登録、情報提供機能は、許可された利用者、利用端末のみが利用できるよう、制御している。 ③システムが管理対象とする特定個人情報（データセットレコード）のみを副本登録、情報提供可能とするよう制御している。 ④システムへのログイン、ログアウト、副本登録、情報提供を実施した際のログ（利用者、利用端末、利用日時）を記録している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

■安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

■入手した特定個人情報が不正確であるリスク

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。

■入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。

②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。

③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。

④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。

(※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

■不適切な方法で提供されるリスク

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。

②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。

(※) 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

■誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。

②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。

③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。

(※) 特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

■その他のリスク

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。

②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・特定個人情報が記載されている申請書類については、全て鍵付きのキャビネットまたは倉庫等に保管している。 ・住民基本台帳ファイルは定期的にバックアップを取っている。 ・第三者から読み取りが不可能になるように専用ソフトまたは磁気記録消去装置等を使用して消去する。また、消去作業は市施設内で行いデータの漏洩が無いようデータ消去作業中、消去結果は必ず監視、確認を行う。	
8. 監査	
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を実施する。 ・毎月1回、業務後に教育、啓発の場を設け、職員間の情報の共有や業務上の問題点などを協議し、従業者への教育・啓発を図っている。
10. その他のリスク対策	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 : 本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において、本人確認書類（身分証明書等）として写真付きの書類または複数点の書類の提示を求めるとともに、届出／申請内容を複数人で確認し、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 : 平成14年6月10日総務省告示第334号（第6－7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 : 正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	市区町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
その他の措置の内容	・アクセス権限の発効については、操作者の種別と設定する操作権限の対応表を作成し、対応表に基づいた権限発効を行う。 ・アクセス権限の失効については、退職者や異動者のアクセス権限の失効登録を速やかに行うとともに、操作者個別状況一覧表により、失効が適切に行われているか確認を行う。 ・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴（アクセスログ・操作ログ）を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・本人確認情報を確認した後は初期画面(ログイン画面)まで必ず戻す。
- ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く
- ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる
- ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・再委託の制限 ・目的外使用および第三者への提供の禁止 ・複写および複製の禁止 ・事故発生時の通知義務 ・資料等の返還 ・資料等の安全管理措置 ・作業場所の特定 ・責任体制および従業者の明確化 ・従業者の明確化 ・従業者の監督 ・報告の義務 ・監査 ・秘密の保持 ・罰則	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・委託業者へ承諾、承認のない再委託を禁止し、かつ再委託先と再委託業務に関わる守秘義務契約、ならびに個人情報の取扱いに関する機密保持契約等を締結し、情報が適正に管理されているか監督することを義務としている。 ・承認した場合に委託者と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法 ・特定個人情報の提供は、番号法関係法令の規定に該当するか確認のうえ提供する。 ・提供・移転された情報を記録し、定期的に当該情報及び操作履歴を確認することで、特定個人情報の不正な提供・移転を防止している。			
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保されている。			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐] 接続しない(入手)	[☐] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[☐]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<住基システムのソフトウェアにおける措置> ①システムへのログイン時に、ログインが許可された利用者、利用端末のみが利用できるよう、認証を行っている。 ②副本登録、情報提供機能は、許可された利用者、利用端末のみが利用できるよう、制御している。 ③システムが管理対象とする特定個人情報(データセットレコード)のみを副本登録、情報提供可能とするよう制御している。 ④システムへのログイン、ログアウト、副本登録、情報提供を実施した際のログ(利用者、利用端末、利用日時)を記録している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[☐ 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

■安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

■入手した特定個人情報が不正確であるリスク

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。

■入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。

②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。

③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。

④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

■不適切な方法で提供されるリスク

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。

②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

■誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。

②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。

③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。

(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

■その他のリスク

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成/連携することとしており、システム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。・特定個人情報が消去されず、いつまでも存在するリスクへの措置 システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。		

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分にやっていない ☐ 十分にやっていない
具体的な方法	・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を実施する。 ・毎月1回、業務後に教育、啓発の場を設け、職員間の情報の共有や業務上の問題点などを協議し、従業者への教育・啓発を図っている。
10. その他のリスク対策	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
発行用住民票ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 ・本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において、本人確認書類（身分証明書等）として写真付きの書類または複数点の書類の提示を求めるとともに、届出／申請内容を複数人で確認し、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 ・平成14年6月10日総務省告示第334号（第6ー7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	システムが必要とするデータベースのみアクセスできる構造になっており、その他の事務で使用するデータベースにはアクセスできないよう制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともにIDとパスワードによる認証（又は生体認証など）認証を行っている。
その他の措置の内容	・操作ログの記録を行う。 ・定期的に記録を確認し、不正アクセスがないか点検している。 ・サーバOSへのログインアクセス権管理 ・クライアントOSのログインID管理 ・システムへのログインID管理

リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	・再委託の制限 ・目的外使用および第三者への提供の禁止 ・複写および複製の禁止 ・事故発生の通知義務 ・資料等の返還 ・資料等の安全管理措置 ・作業場所の特定 ・責任体制および従業員の明確化 ・従業員の明確化 ・従業員の監督 ・報告の義務 ・監査 ・秘密の保持 ・罰則	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	・委託業者へ承諾、承認のない再委託を禁止し、かつ再委託先と再委託業務に関わる守秘義務契約、ならびに個人情報の取扱いに関する機密保持契約等を締結し、情報が適正に管理されているか監督することを義務としている。 ・承認した場合に委託者と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・特定個人情報の提供は、番号法関係法令の規定に該当するか確認のうえ提供する。 ・提供・移転された情報を記録し、定期的に当該情報及び操作履歴を確認することで、特定個人情報の不正な提供・移転を防止している。		
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<住基システムのソフトウェアにおける措置> ①システムへのログイン時に、ログインが許可された利用者、利用端末のみが利用できるよう、認証を行っている。 ②副本登録、情報提供機能は、許可された利用者、利用端末のみが利用できるよう、制御している。 ③システムが管理対象とする特定個人情報（データセットレコード）のみを副本登録、情報提供可能とするよう制御している。 ④システムへのログイン、ログアウト、副本登録、情報提供を実施した際のログ（利用者、利用端末、利用日時）を記録している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

■安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

■入手した特定個人情報が不正確であるリスク

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報入手することが担保されている。

■入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。

②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。

③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。

④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

（※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

■不適切な方法で提供されるリスク

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①セキュリティ管理機能（※）により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。

②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

（※）暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

■誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。

②情報提供データベース管理機能（※）により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。

③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。

（※）特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

■その他のリスク

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に力を入れている ☐ 十分に行っていない
具体的な方法	・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を実施する。 ・毎月1回、業務後に教育、啓発の場を設け、職員間の情報の共有や業務上の問題点などを協議し、従業員への教育・啓発を図っている。
10. その他のリスク対策	
Empty space for other risk measures	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部 文書法制課 情報公開文書係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111
②請求方法	青梅市個人情報保護条例の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	市民部 市民課 住民記録係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111
②対応方法	問合せがあった場合、問い合わせの内容と対応の経過について記録を残す。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年12月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	2015/04/13
②方法	青梅市個人情報保護審議会による点検
③結果	重点項目評価の内容を適合性および妥当性の観点から審議した結果、評価書の記載内容は、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続き等に適合し、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であるとの意見を受けた。

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	②所属長	市民課長 榎戸 謙二	市民課長 中村 幸子	事後	人事異動による変更のため
平成29年7月27日	②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43の3、43の4、45、47、48、49の2、50、51、53、55、56、57、58、59、59の2、59の3の各条	事後	
平成30年3月29日	I-2-5-①システムの名称	証明書発行システム	証明書コンビニ交付システム	事後	システム運用開始のため
平成30年3月29日	I-2-5-②システムの機能	自動交付機機能 申請情報とカード情報の認証を行い、住民票の写し、印鑑登録証明書を自動交付機へ送信する機能。	1. 市の住民記録システムと証明書交付センター(地方公共団体情報システム機構)の証明書広域交付サーバとで証明書情報の連携をする機能 2. コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機で自動的に証明書を交付する機能	事後	システム運用開始のため
平成30年3月29日	I-2-5-③他のシステムとの接続	[]その他	[○]その他 (証明書交付センター(地方公共団体情報システム機構)の証明書広域交付サーバ)	事後	システム運用開始のため
平成30年3月29日	II-4-1-③委託先名	日本コンベンションサービス株式会社	青梅商工会議所	事後	委託先変更

平成30年3月29日	Ⅱ-4-4-4		証明書コンビニ交付運用支援業務	事後	システム運用開始のため
平成30年3月29日	Ⅱ-4-4-4-①委託内容		証明書コンビニ交付システムを円滑に運用するための保守および問い合わせ対応等を含む運用支援	事後	システム運用開始のため
平成30年3月29日	Ⅱ-4-4-4-②委託先における取扱者数		[10人未満]	事後	システム運用開始のため
平成30年3月29日	Ⅱ-4-4-4-③委託先名		日本電気株式会社 西東京支社	事後	システム運用開始のため
平成30年3月29日	Ⅱ-4-4-4-④再委託の有無		[再委託する]	事後	システム運用開始のため
平成30年3月29日	Ⅱ-4-4-4-⑤再委託の許諾方法		委託先から文書にて再委託承諾願を受け、市から文書にて承諾を通知する。	事後	システム運用開始のため
平成30年3月29日	Ⅱ-4-4-4-⑥再委託事項		証明書コンビニ交付システムにかかるソフトウェア保守作業、発生した障害の調査、職員からの問い合わせ対応等	事後	システム運用開始のため
平成30年9月6日	I-6-②所属長の役職名	市民課長 中村 幸子	市民課長	事後	
平成31年4月1日	別紙2【移転先一覧】	高齢介護課 番号法別表第1の41項 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	高齢者支援課 番号法別表第1の41項 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	事後	組織改正のため

平成31年4月1日	別紙2【移転先一覧】	高齢介護課 番号法別表第1の68項 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	介護保険課 高齢者支援課 番号法別表第1の68項 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	事後	組織改正のため
令和3年9月1日	基本情報 5 ②法令上の根拠 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ-2-④記録される項目 (住民情報ファイル)	50項目以上100項目未満	100項目以上	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ-4-委託事項2-③委託先名 (住民情報ファイル)	日本電気株式会社 西東京支社	株式会社TKC	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ-4-委託事項2-④再委託の有無 (住民情報ファイル)	再委託する	再委託しない	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ-4-委託事項1-③委託先 (本人確認情報ファイル)	日本電気株式会社 西東京支社	NECソリューションイノベータ株式会社	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ-4-委託事項1-④再委託の有無 (本人確認情報ファイル)	再委託する	再委託しない	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ(住民情報ファイル)-4-3	遠隔地保管	削除	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ-3-⑤情報の突合 (住民情報ファイル)	・住民異動届の際に入手する場合は、個人番号カード若しくは通知カードとその他本人確認書類で突合を行う。	・住民異動届の際に入手する場合は、個人番号カード若しくは個人番号通知書とその他本人確認書類で突合を行う。	事後	

令和4年4月1日	Ⅱ-2-③その必要性 (送付先情報ファイル)	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。市は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、個人番号の付番対象者全員に通知する必要がある。また、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を個人番号通知書送付者全員に送付する必要がある。市は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ-2-④その妥当性 (送付先情報ファイル)	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、法令に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、法令に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ-2-④その妥当性 (送付先情報ファイル)	法令に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	法令に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ-3-⑤使用方法 (送付先情報ファイル)	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ-4-委託事項2-③委託先名 (送付先情報ファイル)	日本電気株式会社	NECソリューションイノベータ株式会社	事後	

令和4年4月1日	Ⅱ（発行用住民票ファイル）		追加	事後	
令和4年4月1日	Ⅲ（発行用住民票ファイル）		追加	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ（住民情報ファイル）-4-3	遠隔地保管	削除		
令和4年2月6日	I-2 システム2 ②システムの機能	（略） 3. 個人番号カードを利用した転入（特例転入） ：転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 （略）	（略） 3. 個人番号カードを利用した転入（特例転入） ：個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う（一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。）。 （略）	事後	法改正に伴う変更
令和5年2月6日	Ⅱ（送付先情報ファイル）-5 ⑦時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する（以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する）。	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。	事前	

令和5年2月6日	Ⅱー5 ②提供先における用途	市町村からの法令に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	法令に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事前	
令和5年2月6日	Ⅱ（送付先情報ファイル）ー3 ③使用目的	法令に基づく委任を受けて交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	法令に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事前	
令和5年2月6日	Ⅱ（送付先情報ファイル）ー3 ③使用目的	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて委任する機構に対し提供する（既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム（機構））。	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて行う機構に対し提供する（既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム（機構））。	事前	
令和5年2月6日	Ⅱ（送付先情報ファイル）ー2 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。・その他（個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報） 機構に対し、法令に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。・その他（個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報） 機構に対し、法令に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事前	

令和5年2月6日	Ⅱ（送付先情報ファイル）ー2 ③対象となる本人の範囲 その必要性	番号法第7条第1項（指定及び通知）に基づき、個人番号の付番対象者全員に通知する必要がある。また、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を個人番号通知書送付者全員に送付する必要がある。市は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項（指定及び通知）及び個人番号カード省令第7条（個人番号の通知）に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 機構は、個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）に基づき、これらの事務を実施する。	事前	
令和5年4月1日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 移転先1および2」	市民税課	課税課	事前	組織改正のため
令和5年4月1日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 移転先2」	資産税課	収納課	事前	組織改正のため
令和5年4月1日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 移転先3」	収納課	保険年金課	事前	組織改正のため
令和5年4月1日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 移転先4」	保険年金課	削除	事前	組織改正のため
令和5年2月6日	I 基本情報 システム6	かんたん窓口システム	追加	事後	
令和5年2月6日	I 基本情報 システム7	申請管理システム	追加	事後	
令和6年6月24日	I（基本情報）ー4	・第30条の13（都道府県の条例による本人確認情報の提供）・第30条の14（市町村の条例による本人確認情報の提供）	削除	事後	
令和6年12月24日	Ⅱ-2-④主な記録項目（住民票情報ファイル）	[] 学校・教育関係情報	[○] 学校・教育関係情報	事後	
令和6年12月24日	Ⅱ-3-④主な記録項目（住民票情報ファイル）	[] 評価実施機関内の他部署	[○] 評価実施機関内の他部署	事後	

令和6年12月24日	Ⅱ-4-委託事項1-②委託先 における取扱者数(本人確認 情報ファイル)	10人未満	10人以上50人未満	事後	
令和6年12月24日	Ⅱ-4-委託事項1-③委託先 名(本人確認情報ファイル)	NECソリューションイノベータ株式会社	株式会社TKC	事後	
令和6年12月24日	Ⅱ-4-委託事項2(本人確認 情報ファイル)	遠隔地保管	削除	事後	
令和6年12月24日	Ⅱ-5-移転先1(本人確認情 報ファイル)	課税課	削除	事後	
令和6年12月24日	Ⅱ-5-移転先2(本人確認情 報ファイル)	収納課	削除	事後	
令和6年12月24日	Ⅱ-5-移転先3(本人確認情 報ファイル)	保険年金課	削除	事後	
令和6年12月24日	Ⅱ-4-委託事項1-③委託先 名(送付先情報ファイル)	NECソリューションイノベータ株式会社	株式会社TKC	事後	
令和6年12月24日	Ⅱ-4-委託事項2(送付先情 報ファイル)	遠隔地保管	削除	事後	
令和6年12月24日	Ⅲ-6-リスク2(本人確認情報 ファイル)		追加	事後	
令和6年12月24日	Ⅲ-6-リスク2(送付先情報 ファイル)		追加	事後	
令和6年12月24日	Ⅲ-6-リスク2(発行用住民票 ファイル)		追加	事後	